

「不正改造車を排除する運動」の実施について

我が国の自動車保有台数は、令和5年12月末現在で8千万台を超えており、自動車は国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は2,678人、負傷者数は約36.5万人と、依然として多くの方が事故の被害に遭われている。このような状況にあつて、暴走行為、過積載を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められている。このため、自動車関係団体等の協力を得つつ「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し国民の不正改造排除の意識を高めることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。その際、「自動車点検整備推進運動」など他の運動との連携を図っていく。

第1 実施機関

国土交通省及び自動車関係 32 団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となつて、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第2 不正改造車を排除する運動の実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、令和6年6月1日(土)から6月30日(日)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第3 実施事項

次に掲げる不正改造等の事例の排除に重点を置いて「不正改造車を排除する運動」を実施する。

1. 重点排除項目

- (1) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (3) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

各事業者が行う実施事項

1. 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 「不正改造車排除宣言工場看板」、「不正改造車排除マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者（事業者、工場長又はフロントマン等）を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。
- ② 不正改造となるような整備等の依頼があった場合等には、ユーザーに対し「不正改造となり、やってはならない・犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう従業員を啓発する。
- ③ 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを、ユーザー対して周知する。

2. 従業員に対する指導等

「不正改造車排除マニュアル」を活用し、整備主任者、自動車検査員等に対する指導を実施する。また、本運動の趣旨、実施事項等について併せて周知する。

3. 自主点検の実施

事業場ごとに運動実施責任者（事業者又は事業管理責任者等）を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制、不正改造車への対応と措置等について、「不正改造車排除マニュアル」に添付してある自主点検票を活用して、定期的な自主点検の実施に努める。

4. 不正改造車に関する情報等の提供

不正改造車に関する情報等を入手した場合には、不正改造車の情報提供連絡書又は迷惑黒煙の情報提供連絡書（不正改造車排除マニュアルに添付）を使用して、登録番号、不正改造の内容、確認日時等を可能な限り運輸支局又は自動車整備振興会に情報を提供するように努める。